

窓口のご紹介 [お気軽にご相談ください!]

神崎市では成年後見制度や権利擁護支援に関する総合相談窓口として、「**かんざき成年後見センター**」を設置しています。

かんざき成年後見センター

住所 神崎市神埼町鶴3542番地1
(神崎市役所 1階)

電話 障がい者支援室 **0952-37-0111**
健康長寿課 **0952-51-1234**
平日の午前8時30分～午後5時15分



権利擁護についてのご相談は下記の窓口でも行えます

神崎市権利擁護センター

社会福祉法人 神崎市社会福祉協議会

住所 神崎市神埼町鶴3456番地5 (神崎市中心交流センター3階)
電話 **0952-51-1822** (平日の午前8時30分～午後5時15分)

神崎市南部地域包括支援センター

おたっしや本舗 神埼南

千代田交流センター

住所 神崎市千代田町直鳥166番地1 (千代田町交流センター1階)
電話 **0952-34-6080** (平日の午前8時30分～午後5時15分)

神崎市北部地域包括支援センター

おたっしや本舗 神埼北

脊振交流センター

住所 神崎市脊振町広滝555番地1 (脊振町交流センター1階)
電話 **0952-59-2005** (平日の午前8時30分～午後5時15分)



せいねんこうけんつうしん 成年後見通信

KANZAKI SEINEN KOUKEN TSUJIN
★ Vol.5 ★
2026.03

かんざき成年後見センター 発行



くねんワン

成年後見制度って、どんな制度なんだろう?

みんなで確認してみましょう!



くねんニャン

成年後見制度は認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない状態の人の「権利」や「財産」を守るための制度です。
大きく分けて「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」の二つがあります。

法定後見制度

本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所に申立てを行います。判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられ、それぞれ「後見人」「保佐人」「補助人」が選任されます。



任意後見制度

認知症や障がいなど、判断能力が低下した将来に備えて、自分で決められるうちに、あらかじめ、自分が選んだ人(任意後見人)に代わりにしてもらいたいことを委任する契約のことです。公正証書で契約を結びます。



法定後見制度の3つの種類(類型)

こうけん 後見

常に自分一人では判断できない状態

後見人に代理権と取消権が与えられる

ほさ 保佐

判断能力が著しく不十分な状態

保佐人に法律で定められた財産上の重要な行為に対する同意権及び取消権が与えられる

ほじょ 補助

判断能力が不十分な状態

補助人に一部の同意権と取消権が与えられる



これってどうなるの?気になるポイントをまとめました!

成年後見制度Q&A



Q どういう時に成年後見制度が有効なの?

- A**
- 銀行窓口での手続きがうまくいかず口座が凍結した。自分だけでは手続きが難しい。
 - 相続人の中に、判断能力が低下している人がいて、遺産分割協議が進まない。
 - よくわからずに契約してしまい、悪徳商法に何度も引っかかってしまう。
 - 親族による財産の使い込みがあり、本人のために、適切に金銭管理を行いたい。



法律行為について、ひとりで行うことに不安がある人が、意思決定や事務手続きをサポートしてもらうことで、本人の生活を守ります。

- 後見人を自分で選びたいときや、支援内容に具体的な希望があるときは、自分の意思や自己決定を尊重してもらうためにも、任意後見制度が有効です。

Q 手続きにはどのくらいの費用がかかるの?

- A** 【法定後見の場合】
- 申立手数料(収入印紙) 800円
(同意権・代理権の付与申立ての場合 各800円追加)
 - 登記手数料 2,600円
 - 郵便切手 4,740円
 - 診断書の作成費用(病院により異なる)
 - 住民票・戸籍謄本など 各数百円
 - 登記されていないことの証明書 300円
 - 精神鑑定の実施になる場合や、申立て手続きを弁護士や司法書士に依頼する場合には、別途費用がかかります。

- 【任意後見契約の場合】
- 公正証書作成基本手数料 11,000円(1契約につき)
 - 登記嘱託手数料 1,400円
 - 法務局に納付する印紙代 2,600円
(そのほか、郵送切手や正本謄本の作成費用など)

任意後見監督人選任の申立て後、任意後見監督の選任により、契約の効力が発生します。

※令和8年2月時点

Q 後見人等にはどのような人が選ばれるの?

- A**
- 家庭裁判所が、本人の課題解決のために最もふさわしいと思う人を選任します。
- 本人に法律上や生活上での課題がある場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門的な知識を持っている専門職が選任される場合があります。
 - 親族が後見人等に選任される場合には、監督人も併せて選任されることがあります。親族が後見人等になる場合、被後見人(本人)の資産と親族の資産とは明確に区別し、管理する必要があります。

地域共生社会の実現に向け、市民ならではの視点で、権利擁護支援を行う「市民後見人」が、成年後見制度の新たな担い手として注目されています。

※市民後見人としての活動に関心をお持ちの方は、かんざき成年後見センターにお問い合わせください。



Q 後見人等へ支払う金額はどれくらいかかるの?

- A**
- 報酬の支払いは、後見人等が就任後1年ごとに定期報告と同時に報酬付与の申立てを家庭裁判所に行い、家庭裁判所が報酬額を決定します。基本報酬の目安は月額2万円~6万円程度ですが、後見人等が管理する財産の額によっても変わります。



後見人等が特別な事情に対応した際など、業務の内容によっても報酬額が変わるため、目安の範囲内に必ず収まるとは限らず、個別の事案により異なる場合があります。

- 基本は被後見人(本人)の財産の中から報酬を支払いますが、生活保護世帯や、生活保護に準ずる世帯などは、専門職の後見人等へ支払う報酬の助成を受けることができる場合があります。
- 任意後見監督人が選任された場合には、任意後見監督人に対する報酬が発生します。

